

【児童通所給付】

令和6年度報酬改定に伴い、 新設・改定された加算について

- 1 延長支援加算【改定】
- 2 通所自立支援加算【新設】
- 3 送迎加算【改定】
- 4 家族支援加算【新設・改定】
- 5 子育てサポート加算【新設】



障害者施策課児童支援係
令和7年3月

令和6年度報酬改定に伴い、新設・改定された加算について

日頃より、当区の障害福祉サービスにご協力いただきありがとうございます。
令和6年度報酬改定で新設・改定された加算の中から5つの加算についてご紹介
します。

各事業所におかれましては、本資料を参考にしていただき、適正な請求事務に
努めていただきますようお願いいたします。

目次

- 1 延長支援加算【改定】 P.3～4
- 2 通所自立支援加算【新設】 P.5～6
- 3 送迎加算【改定】 P.7～9
- 4 家族支援加算【新設・改定】 P.10～11
- 5 子育てサポート加算【新設】 P.12～13

1. 延長支援加算【改定】（1 / 2）

【対象サービス】

児童発達支援、放課後等デイサービス

【支援内容】

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間の支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合に算定できる加算です。

【単位数】

対象者／時間	30分以上1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上
障害児	61単位／日	92単位／日	123単位／日
重心児・医ケア児	128単位／日	192単位／日	256単位／日

1. 延長支援加算【改定】（2 / 2）

【ポイント！】

- ① 支援時間が5時間以上（放デイ平日は3時間以上）である児童を受け入れており、事業所の営業時間が6時間以上であること。
- ② 延長支援時間は**1時間以上**とすること。
 - （例1）個別支援計画よりも長く支援をした場合
→個別支援計画で定めた時間で算定します。
 - （例2）保護者の都合により延長支援時間が1時間未満となった場合
→保護者都合の場合は30分以上1時間未満の時間区分で算定できます。
 - （例3）保護者の都合により延長支援時間が30分未満となった場合
→保護者都合であっても30分未満の支援は加算の対象となりません。
- ③ 予定していた日以外に緊急的に延長支援を実施した場合も算定可能。

2. 通所自立支援加算【新設】（1 / 2）

【対象サービス】

放課後等デイサービス

【支援内容】

こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、障害児に対して、学校・居宅等と事業所間の移動について職員が付き添って、計画的に支援を行った場合に算定できる加算です。

【単位数】

通所自立支援加算
60単位／回（算定開始から3月を限度）

2. 通所自立支援加算【新設】（2 / 2）

【ポイント！】

- ① **公共交通機関等又は徒歩**により通所する際に、事業所の職員が同行し、自立しての通所に必要な知識を習得するための**助言・援助等の支援**を行うこと。
（移動経路・公共交通機関の移動方法・乗車中のマナー・緊急時の対応方法等）
- ② 同一の敷地内や、極めて近距離の移動などは加算の対象になりません。
- ③ 重症心身障害児は加算の対象になりません。
- ④ **算定開始から3月（90日）の間に行った通所に係る支援に限り算定が可能。**
※進学・進級・転居等の環境の変化により、改めて自立した通所につなげるために支援が必要になった場合には、改めて算定することが可能。

3. 送迎加算【改定】（1 / 3）

【対象サービス】

児童発達支援、放課後等デイサービス

【支援内容】

車両により居宅や学校等と事業所との間の送迎を行った場合に算定できる加算です。

【単位数】

事業所／対象者	障害児	重心児	医ケア児 （医ケアⅡ以上）	医ケア児 （医ケアⅠ）
重心事業所以外	54単位／回	+ 40単位／回	+ 80単位／回	+ 40単位／回
重心事業所		40単位／回	80単位／回	40単位／回

3. 送迎加算【改定】（2 / 3）

【ポイント！】

- ① 車両により居宅や学校等と事業所間の送迎を行った場合に算定可能。徒歩による送迎は算定不可。
- ② 重症心身障害児の送迎加算(40単位)については、運転手＋直接支援業務に従事する職員1以上、医療的ケア児の送迎加算(40単位)については、運転手＋看護職員等1以上が同乗すること。
- ③ 同一敷地内または隣接する敷地内での送迎については、全体の単位数の7割の単位数を算定する。
- ④ 医療的ケアを必要とする重症心身障害児に対して、看護師が付き添いで送迎を行った場合は、医療的ケア児の送迎加算(40単位)または(80単位)のみ算定可能。

※重症心身障害児の送迎加算と医療的ケア児の送迎加算の両方を算定することは不可。

3. 送迎加算【改定】（3 / 3）

【医ケア児の送迎の加算を算定する場合の流れ】

医療的ケア判定スコア表を児童支援係に提出。



医療的ケア判定スコア表の点数をもとに医ケア区分（Ⅰ～Ⅲのいずれか）を決定。



児童支援係から保護者に受給者証を送付し、保護者が事業所に受給者証を提示。



提示された受給者証に記載の医ケア区分に該当する請求を行う。

※医療的ケア判定スコア表には基本スコアと見守りスコアがありますが、基本スコアのみ各事業所の看護師がチェックをつけることが可能です。見守りスコアは医師による記載が必須です。

4. 家族支援加算【新設・改定】（1 / 2）

【対象サービス】

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

【支援内容】

障害児の家族(障害児のきょうだいを含む) 等に対して、個別又はグループにより、相談援助等を行った場合に算定できる加算です。

【単位数】

区分	取扱い	単位数
Ⅰ (個別)	(1)障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合	
	(一)所要時間1時間以上の場合	300単位
	(二)所要時間1時間未満の場合	200単位
	(2)サービス事業所等において対面により相談援助を行った場合	100単位
	(3)テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合	80単位
Ⅱ (グループ)	(1)サービス事業所等において対面により相談援助を行った場合	80単位
	(2)テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合	60単位

4. 家族支援加算【新設・改定】（2 / 2）

【ポイント！】

①原則、相談援助は30分以上

※居宅を訪問しての相談援助において、以下の場合には30分未満でも算定できる

- ①家族等の状況を勘案し短時間でも相談援助を行う必要がある場合
- ②家族側の事情で30分未満となる場合

②居宅・事業所以外の場合（保育所など）で対面で個別に相談援助を実施した場合は、 「事業所等において対面により実施（100単位／回）」で算定すること。

③対象児童が同席していない場合でも算定可能。

④児童発達支援等のサービス提供のない月については算定できません。

⑤家族支援加算Ⅰ（個別）・Ⅱ（グループ）を同一日に実施した場合であっても、それぞれ算定可能。

⑥相談内容の要点等に関する記録を行うこと。

5. 子育てサポート加算【新設】（1 / 2）

【対象サービス】

児童発達支援、放課後等デイサービス

【支援内容】

障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、障害児の支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助などを行った場合に算定できる加算です。

【単位数】

子育てサポート加算
80単位／回（月4回を限度）

5. 子育てサポート加算【新設】（2 / 2）

【ポイント！】

① **保護者は支援場面に同席すること。**

※マジックミラー越しやモニターによる視聴も可能だが、
支援者と異なる従業者が相談援助等を行うこと
オンラインでの支援の観察及び相談援助等での算定はできない

② **保護者は支援を提供する時間帯（全ての時間）を観察すること。**

※支援が長時間にわたる場合、事前に保護者と相談の上時間調整できるが、
その場合でも**30分以上の確保が必要**

③ **相談内容の要点等に関する記録を行うこと**

④ **子育てサポート加算と家族支援加算の同日算定は可能。**

ただし、同時時間帯における両加算の算定は不可。